

公 募

令和 7 年 1 1 月 1 3 日

分任契約担当官

会津森林管理署南会津支署長 金子 友次

下記の不用物品（公用車両）購入希望者を公募します。申込みされる方は、別途交付する仕様書等配付資料及び現物熟覧のうえ、買受申込書により申し込んでください。

1 物件の概要 不用物品（公用車両）の売払い

物件番号 1

品 名：日産 エクストレイル 会津 300 せ 7353

取得年月日：平成 27 年 3 月 11 日

走行距離：115,669Km(程度)

車検期限：令和 8 年 3 月 11 日

所在場所：会津森林管理署南会津支署

福島県南会津郡南会津町山口字村上 867

そ の 他：詳細は別紙 12 配布資料等 (1) 「仕様書」のとおり

2 申込資格

- (1) 契約金額を現金で持参し納入出来る者に限る。
- (2) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 予算決算及び会計令第 71 条及び国有財産法第 16 条の規定に該当しない者であること。

3 仕様書等を交付する場所及び日時（12 の配布等資料からダウンロードできます。）

- (1) 場所 〒967-0692 福島県南会津郡南会津町山口字村上 867
会津森林管理署南会津支署 総務グループ 経理担当
(TEL：0241-72-2323)

- (2) 日時 令和 7 年 11 月 13 日（木）～令和 7 年 11 月 27 日（木）
午前 9 時から午後 5 時まで。（正午から午後 1 時までを除く。）
（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条各号に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）

4 申込期限及び申込先（問合せ先）

- (1) 申込期限 令和 7 年 11 月 28 日（金） 午前 10 時 00 分

(2) 申 込 先 3 の(1)に同じ。

(3) 申込方法 12 配付資料等 (4) 「買受申込書」(表裏各 A 4 版、全体を A 3 版サイズに印刷したもの)に住所・氏名・電話番号を記入・押印のうえ、申込金額(リサイクル預託金、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料の残期間に応じた価格、消費税及び地方消費税相当額を含めた総金額)を記入し、上記(1)の期限内に、(2)の申込先に持参又は郵便(簡易書留または配達記録郵便等)により提出すること。

郵送の場合は、封筒の中封筒と外封筒の二重封筒とし、両封筒とも「不用物品購入希望者名」及び「(物件名)買受申込書在中」並びに「締切日」を表記すること。なお、令和 7 年 11 月 28 日(金)午前 10 時 00 分までの到着受付分に限る。

5 買受人の決定

(1) 買受申込書に記載された金額が、予定価格以上かつ最高金額を提示した者と契約する。

(2) 買受人決定の通知は、前項(1)の者に対して申込期限後、即日電話等で行う。

6 買受後の条件

別紙 12 配付資料等 (5) 「引渡し注意書兼物品受領書」のとおり。

なお、車両の引渡し、名義変更、その他一切に係る費用は買受人の負担とする。

7 買受申込書の無効

提出された買受申込書について、無効の取扱となる場合は「関東森林管理局署等随意契約見積心得」第 4 条(別紙 12 配付資料等 (6))によるものとする。

8 契約締結期限

申込期限の翌日から起算して 7 日以内。(休日を除く。)

9 契約金額納入期限

契約締結と同時に、現金で即納とする。

10 引取期限及び引取場所

(1) 契約金の納入を確認した日から 15 日以内。(休日を除く。)

午前 9 時から午後 4 時まで。(正午から午後 1 時までを除く。)

※ 引取日を事前に連絡し、了解を得ること。

(2) 物件番号 1 会津森林管理署南会津支署
福島県南会津郡南会津町山口字村上 867

11 その他

(1) 物件閲覧を希望するものは、事前に閲覧日時を担当者に電話連絡すること。

(2) 買受人決定後、天災その他不可抗力によって売買物件に損害があった場合は、

引渡し前であっても買受人の負担とすること。

- (3) 通貨は、日本通貨に限る。
- (4) 契約保証金は、代金即納であるため免除する。
- (5) 契約書の作成は省略とする。
- (6) 本公募に係る一切の費用は応募者の負担とする。
- (7) 申込にあたっては、別添 12 配付資料等 (6) 「関東森林管理局署等随意契約見積心得」を熟読すること。

12 配布資料等

- (1) 仕様書
- (2) 車検証、自賠責保険証書、リサイクル券（写）
- (3) 売払車両写真
- (4) 買受申込書（提出の際は、裏面に契約条件調書を印刷してください。）
- (5) 引渡し注意書兼物品受領書
- (6) 関東森林管理局署等随意契約見積心得

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。